

別紙2

国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（実行管理）</p> <p>第13条 請負者は、事業実行中は、別添「造林事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難しい場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができるものとする。</p> <p>（1）事業進捗状況の管理</p> <p>（2）出来形の管理（監督職員が指示した作業種に限る。）</p> <p>（3）実行記録写真の整理</p> <p><u>2 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。</u></p>	<p>（実行管理）</p> <p>第13条 請負者は、事業実行中は、別添「造林事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難しい場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができるものとする。</p> <p>（1）事業進捗状況の管理</p> <p>（2）出来形の管理（監督職員が指示した作業種に限る。）</p> <p>（3）実行記録写真の整理</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。</u></p>